

別添 4

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業） 分担研究報告書

シームレスな垂直・水平統合を指向した社会医学系領域の医師のキャリアとコンピ テンシーの確立

研究分担者 大神 明 産業医科大学 産業生態科学研究所 教授

研究要旨

社会医学系領域の医師のキャリアの 1 つとして産業医及び産業医学に関連する領域は重要な分野の 1 つである。本研究の分担にあたり、マイナビ大阪に参加し、医学部学生日垂史、社会医学系専門医の中の産業医のキャリアパスの説明及び、社会医学系専門医としての産業医に求められるコンピテンシーについて考察を行った。

A. 研究目的

本研究計画全体では以下を目的とした。

- ①社会医学系医師のキャリアおよびコンピテンシーに関する情報蓄積
- ②コンテンツの周知および効果的な活用方法の策定
- ③専門領域間のシームレスな関係構築に関する検討
- ④シームレスな関係構築に資する法令の整理と改正案の検討

社会医学系専門医協会が主体となって「オール社会医学」の体制でこれまでの研究を継続的に発展させていくことを目的とする。

B. 研究方法

上記のうち、本分担研究では、①社会医学系医師のキャリアおよびコンピテンシーに関する情報蓄積について、医学部学生への卒後臨床研修情報に関する提供イベントの企画に参加すると共に社会医学系専門医としての産業医に求められるコンピテンシーについて

考察を行った。

- 医学部学生への卒後臨床研修情報に関する提供イベントの企画

社会医学領域・公衆衛生学領域の医師のキャリア明示およびコンピテンシー明示のため、学部学生への卒後臨床研修の情報提供イベント（マイナビ・レジデントフェスティバル 令和4年5月1日（日）大阪開催（対面イベント））へ出展した。当日ブースへ来場し説明を受けた学生は35名でそのうちアンケートに回答した学生は17名であった。

C. 研究結果

添付資料に展示したパネルスライドを示す。

D. 考察

産業医は、労働者の健康と安全を守るために、企業や組織における労働環境や労働条件に関する専門的な知識や技術を持つ事が要求される。産業医は、労働者の健康状態を評価し、労働環境の改善や健康管理、労働者

の健康教育などを行うことで、労働者の健康を維持・向上させる役割を担っている。

産業医に必要なコンピテンシーには、医学的知識、労働衛生の専門知識、コミュニケーション能力、問題解決能力、柔軟性と対応力、倫理観などが含まれ、これらのコンピテンシーを身につけることで、産業医は労働者の健康を守り、企業や組織の生産性向上に貢献することで、社会医学を達成する医師として認められると考えられる。

産業医は、働く人の現場を重視し、職場環境が働く人の心身へ及ぼす影響について病気になる前に産業医学観点から予測し、安心して働くことができるように自ら積極的に「行動する医師」である。

労働安全衛生法では、産業医の資格要件は以下のように規定されている。

- ①都道府県医師会などが実施する基礎研修50単位以上を修了
- ②産業医科大学夏期集中講座を修了
- ③産業医科大学基本講座を修了
- ④産業医科大学を卒業し産業医学総合実習を修了
- ⑤労働衛生コンサルタント試験の保健衛生の区分に合格
- ⑥大学において労働衛生に関する科目の教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る）

産業医のキャリアパスとしてスライド4に産業医科大学の卒後修練課程の概要を示すが、産業医科大学卒業後に産業医専門コースを選択したものは、初期臨床研修終了後に、社会医学系専門医プログラムに入り、主分野を環境・産業保健とした社会医学系専攻医として修練を開始することになっている。社会医学系専門医プログラム修了後

は社会医学系専門医試験を経て、産業衛生分野の専門家という立場から社会医学に関わることになる。

労働安全衛生法に規定されている産業医の職務には、作業環境管理、作業管理、健康教育、健康相談、衛生教育、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置等多岐にわたっている。このいずれの項目も公衆衛生の分野として臨床医学に加えて社会医学の視点を持つことが要求される項目であることは明白である。

臨床の間では症例を積み重ねることによって医師としてのキャリアや経験値を積むことになるが、産業保健や産業医学の場合、臨床とは異なり、病院の外で働く人を疾患から衛る医師として、事例や公衆衛生的経験を重ねることがそのキャリア主体となるであろう。すなわち、職場環境や社会環境を十分に理解した上で、予防医学と、治療と就業の両立支援との2つの柱を進めていくことがその立ち位置として要求されると思われる。

日本産業衛生学会は社会医学系専門医協会の一構成学会として、社会医学系専攻医としての修練をその基本領域として位置づけている。日本産業衛生学会は、産業衛生専門医認定制度を1992年より設けており、社会医学系専門医協会が発足して2017年以降、社会医学系専門医のサブスペシャリティ領域として新たに整備している。この産業衛生専門医に関しては、現在のところ臨床系の基本専門医を取得した後に、産業衛生専攻医として修練して専門医試験を受けることは可能としているが、臨床系専門医を持ったものが、そのキャリアパスとして社会医学系専門医をどのように取得してい

くかについての議論は現在進行中である。

社会医学系専門医と産業医

産業医科大学産業生態科学研究所

作業関連疾患予防学

大神 明

社会医学系専門医協会 理事

日本産業衛生学会 理事

スライド1：ポスタータイトル

産業医とは？

働く人の現場を重視し、職場環境が
働く人の心身へ及ぼす影響について
病気になる前に産業医学観点から予測し、
安心して働くことができるように
自ら積極的に「行動する医師」の事です。

産業医 = 健診だけ診る医者 ではない！

スライド2：産業医とは

産業医の資格要件

- 都道府県医師会などが実施する基礎研修50単位以上を修了
- 産業医科大学夏期集中講座を修了
- 産業医科大学基本講座を修了
- 産業医科大学を卒業し産業医学総合実習を修了
- 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生の区分に合格
- 大学において労働衛生に関する科目の教授、准教授又は講師
(常時勤務する者に限る)

産業医 = 臨床の視点 + 社会医学の視点

スライド3：産業医の資格要件



スライド4：産業医のキャリアパスの一例（産業医科大学の卒後修練課程）

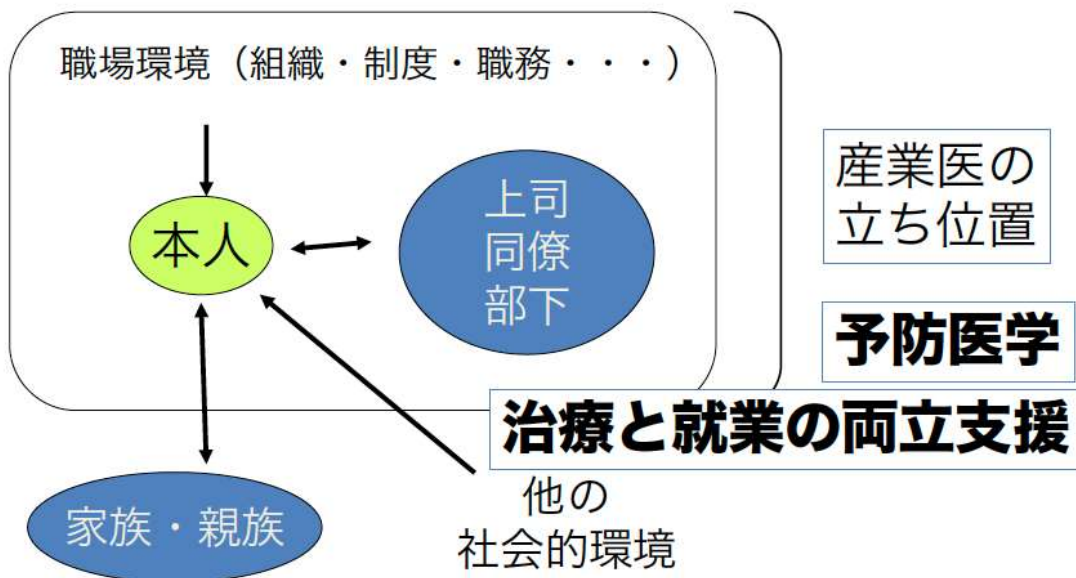
産業医の職務 (安衛則第14条)

- 作業環境管理
- 作業管理
- 健康教育、健康相談
- 衛生教育
- 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置

産業医 = 病院の外で働く人を疾患から衛る医師

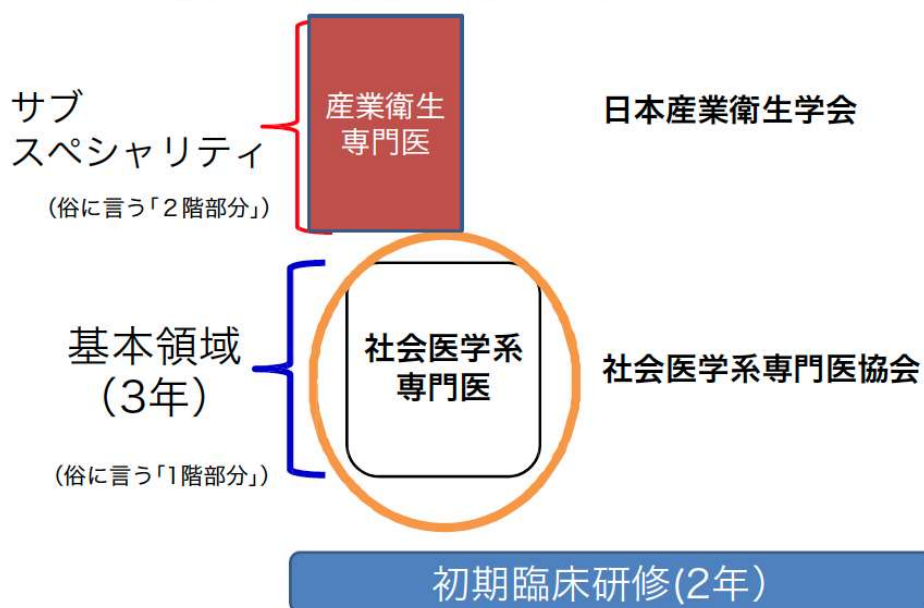
スライド5：産業医の職務

産業保健の視点（症例→事例）



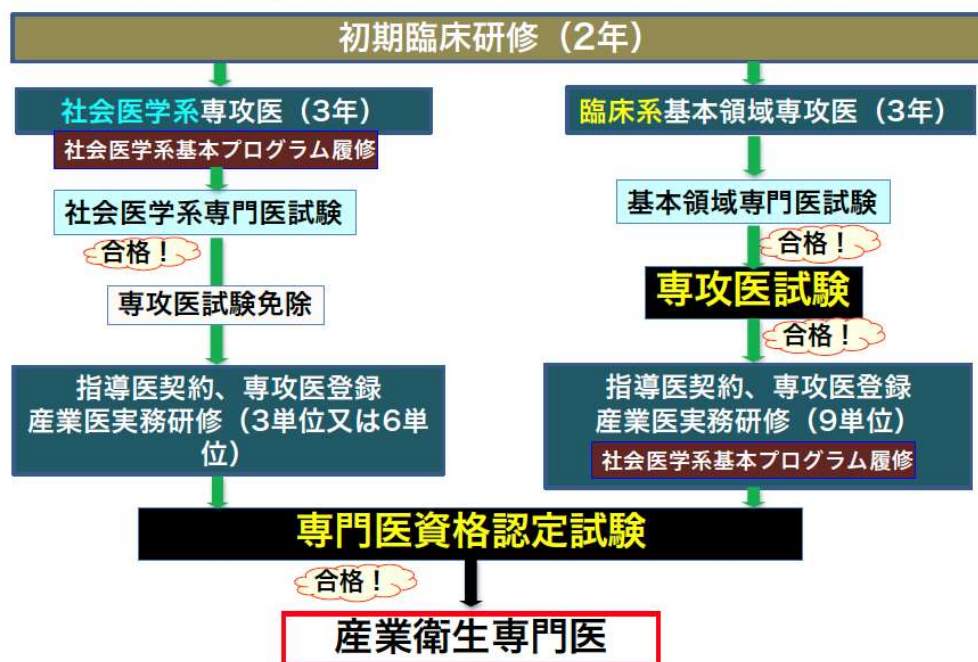
スライド6：産業医の視点

新しい専門医制度のあらまし



スライド7：新しい専門医制度のあらまし

日本産業衛生学会専門医になるまでの過程（新）



スライド8：産業衛生専門医になるまでの課程